

旭川市立忠和中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和7年4月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「決して許されない行為」です。

本校では、すべての教職員が「いじめを積極的に認知することは、いじめへの対応の第一歩である」という認識のもとに、積極的ないじめの認知と家庭や地域、教育委員会などと連携・協働し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決のための取り組みを推進してまいります。

とりわけ、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの認知」、「いじめの重大事態」等について全教職員で再確認するとともに、「いじめではないか」と疑いを持った教職員が一人で抱え込まないよう、学校いじめ対策組織で情報共有し、迅速かつ組織的な対応に努めてまいります。

一方、昨年度のいじめアンケート調査や教育相談などにおいて、「嫌な思いをした」という訴えが複数件ありました。その内容は、「悪口」「陰口」「仲間はずれ」や「SNSでの誹謗中傷」などが大半でした。

いずれも、相手の気持ちを考えて行動することができれば、心を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることはなかったはずです。

そこで令和7年度は、昨年度に引き続き教育目標に掲げられている「広い心」を合い言葉に、自己肯定感、情報モラルの育成、人権教育の充実を重視してまいります。

具体的には、「自分と同じように、誰もがみんなそれぞれよさをもっている」「みんなと同じように、自分にもよさがある」「性格が違う人、体格が違う人、考え方やものの受け取り方が違う人」など、自他を尊重することを基盤に、自分自身のよさを自覚することで周りの人のよさに気付いたり、周りの人に認められることで自分に対する自信を高めてほしいと願っております。

生徒会が主体となるいじめの未然防止の取組としては、全校生徒参加型の集会やいじめ防止に向けた標語の作成などの活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という意識を高めてまいります。また、本校生徒会と忠和小学校児童会とが連携し、いじめ根絶に向けた小中一体となった取組を実施したいと考えております。

このように、「一人一人の生徒が輝き、笑顔と感動があふれる学校づくり」にチーム忠和で努めてまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、

いじめ未然防止対策や、生徒の命を守ることを最優先と捉え、誰一人取り残されない、安心して学ぶことができる笑顔と潤いのある環境づくりに努めてまいります。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、「学校いじめ対策組織」を設置し、定例の会議を開催し、いじめに関する情報を共有するとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速に状況を確認し、積極的にいじめ認知を行い、組織的に対応方針を検討し、迅速に対応します。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や生徒、地域の方々との連携について…

生徒自身がいじめを受けている又はいじめを受けているかもしれないと感じたときに、速やかに身近な教職員に相談できる体制を整えます。

保護者が、いじめを受けている又はいじめを受けているかもしれない生徒がいると思われるときに、学校に相談できることを周知するとともに相談体制を整えます。

地域の方が、本校の生徒がいじめを受けている又はいじめを受けているかもしれないという状況を把握したときに、学校に相談できることを周知するとともに相談体制を整えます。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。
このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合

いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（４） いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

本校では、単に加害生徒からの謝罪をもって、安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、次の２つの要件を満たしているかを確認し、解消の判断をします。

(1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当期間（目安として３か月）継続していること。相当期間が経過するまでの間、定期的に保護者と連絡を取り、情報共有します。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し面談等を通じて確認できること。

（５） いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童（生徒）が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）

令和6年度の本校のいじめの実態については、認知件数は22件で、態様については、悪口・陰口を言われた、嫌なことをされた、軽くぶつかられた、SNS等を介したインターネット上で誹謗・中傷があった、などがあり、相手の気持ちを考えて発言、行動することや、望ましい人間関係を築く力を育むこと、情報モラルの育成が課題となっています。

一方で、本校の生徒のいじめに関する認識については、中学校3年生を対象とした令和6年度全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との問いに対して、本校の生徒は「当てはまる」と答えた割合が、昨年度同様、高い水準で83.3%となるなど、全国（77.5%）・全道（81.5%）よりも約2～7%高い割合となっています。1、2年生においても同様の傾向があり、令和6年度のいじめに関するアンケートにおいて、「いじめはどんなことがあっても許されない」と考えている生徒は、1年生で97.5%、2年生で95.7%であり、ほとんどの生徒が「いじめは許されないもの」と考えています。

また、「いやな思いをしたとき、友人に相談する」が全学年で約65.0%、「父や母に相談する」が全学年で約53.6%、「先生に相談する」が約44.1%となっている一方で、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合が、全学年で約9.1%（24人）となっています。

今後もきめ細やかで相談しやすい環境づくりに注力し、相談体制を構築するとともに、いじめの防止等に関係する様々な機関と連携を図りながら、いじめの早期発見・早期対応に努める必要があります。

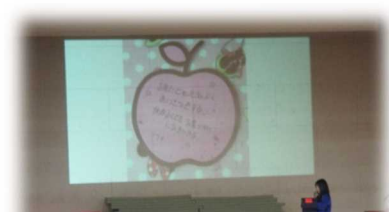
令和7年度の本校のいじめに関わる指標については、引き続きいじめ見逃しゼロを目指すとともに、積極的にいじめを認知し、いじめの解消率100%を目指します。

また、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する生徒の割合を5%以下（約13人）にするとともに、「先生に相談する」と回答する割合が一層高まるよう、相談体制の充実に努めてまいります。

2 生徒が主体となった取組の推進

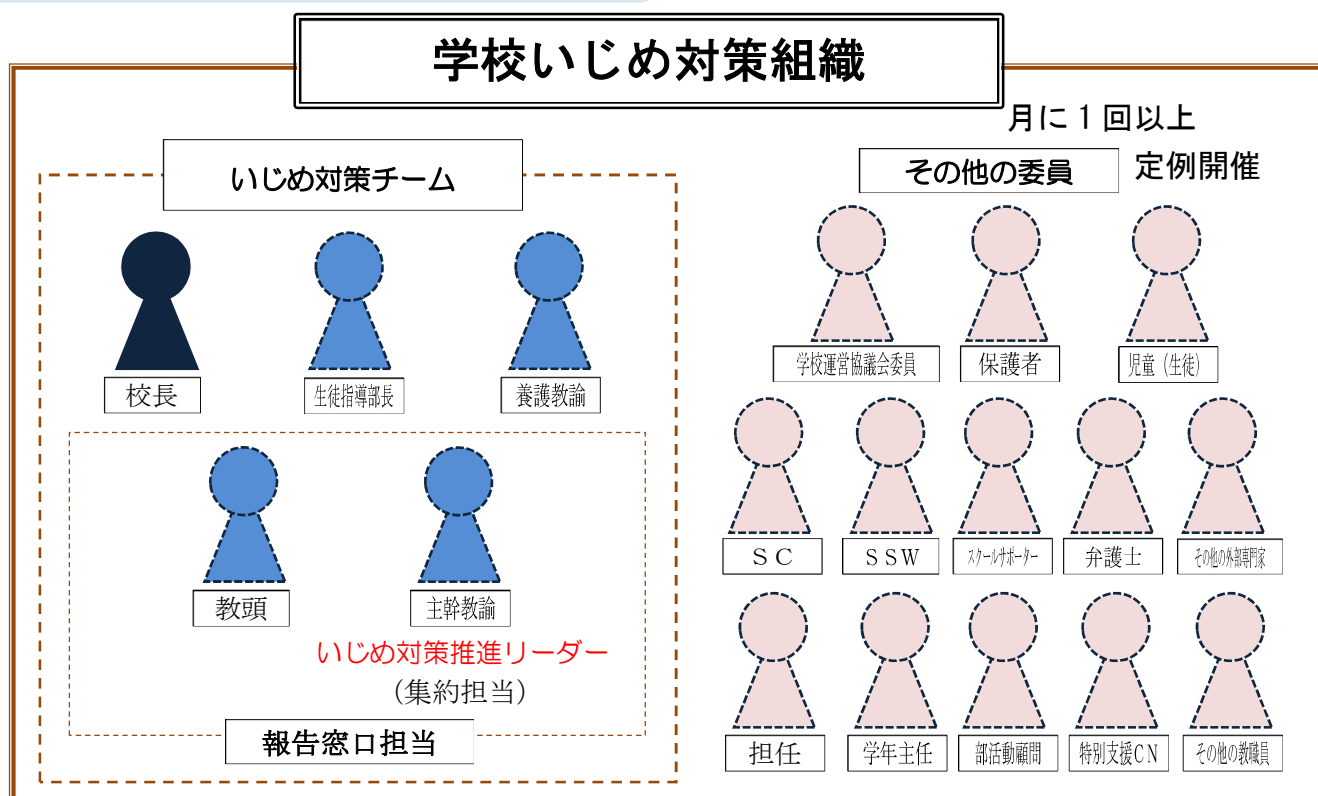
生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組については、昨年度は生徒会が主体となり「学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を毎年見直すとともに、全校生徒参加型の集会を実施し、生徒会で「いじめ」についての動画（事例集）を制作し、いじめ防止に対する意識を高めました。また、各自が考えたいじめ防止への思い、相手を思いやる言葉を書き出し、それらの言葉で埋め尽くされた「ゆめの木」を作り上げました。今年度も、全ての生徒が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、望ましい人間関係を構築する活動を工夫してまいります。

また、本校生徒会と忠和小学校児童会と連携を図り、中連生活部が主催する「生活学習Actサミット」で協議された内容や本校の全校集会で話し合われた内容などについて、忠和小学校と交流し、いじめ防止に向けた取組を小中連携して推進します。



3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の体制

本校では、いじめの問題について、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長及び学年主任など、複数の教職員や必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する関係者等を加えた「学校いじめ対策組織」を設置します。

「学校いじめ対策組織」は、月に1回以上、スクールカウンセラーを交え、定例会議を開催し、いじめの早期発見及びいじめの解決に努めます。

また、早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口の役割等を担います。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

本校では「学校いじめ対策組織」の役割として以下のことを位置付けます。

- 1 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- 2 いじめの疑いに情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- 3 情報の迅速な共有及び関係生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割。
- 4 いじめが解消に至るまで、いじめを受けた生徒への支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割。
- 5 いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、対応方針の決定と保護者の連携等の対応を組織的に実施する役割。
- 6 学校いじめ防止基本方針の年間計画に基づき、校内研修を企画し計画的に実施する役割。
- 7 学校いじめ防止基本方針が適正に平日しているか、点検、見直しを行う役割。
- 8 いじめ対策チームの会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割。

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒がいじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ・「旭川市いじめ防止条例」に関する学習を行い、理解の推進を図ります。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた、道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- ・生徒及び保護者を対象にした人権教育プログラムの実施など、人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めます。
- 自己肯定感や自己有用感などは、生徒の発達段階に応じて身に付くものであることを踏まえ、小中連携した取組を進めます。

5 いじめの早期発見

本校では、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、「いじめ見逃しゼロ」に向け、積極的に認知します。

また、本校では、いじめの早期発見のため、次のことについて取り組みます。

- 1 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、ストレスチェックの活用、教育相談の実施などにより、早期発見に努めます。
- 2 生徒が日頃から教職員に相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 3 生徒や保護者に保健室やスクールカウンセラーの利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言出す。〔 | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなるようになる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立忠和中学校

電話 0166-61-5300

主な相談窓口

◆旭川市子どもＳＯＳ電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供ＳＯＳダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。忠和中学校 電話 0166-61-5300

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等の関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の確認を迅速に行い、保護者に伝えます。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、関係する学校との緊密な連携の下、学校相互間の連携協力します。

7 いじめの解消

本校では、単に加害生徒からの謝罪をもって、安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、次の2つの要件を満たしているかを確認し、解消の判断をします。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当期間（目安として3か月）継続していること。
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し面談等を通じて確認できること。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

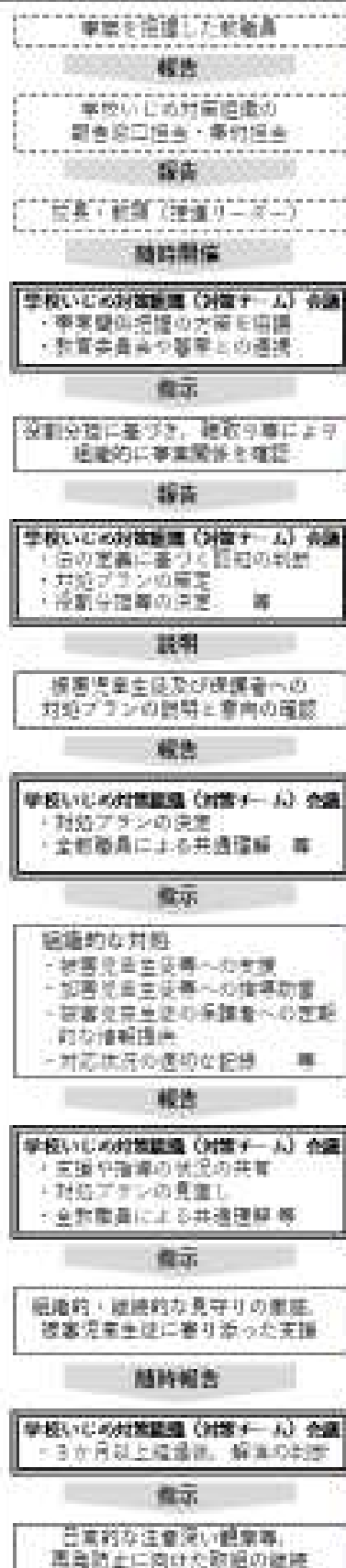
【資料②-2】

いじめ事案対応フロー

事案の経過から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

- いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口（校長・いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報提供を怠ることは法律上重大な失職に該当する行為です。

学校いじめ対策協議会（対策チーム）会議の開催①

- いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策協議会（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係の把握の方向を確認します。
- 被害行為として取り扱われるべきいじめの行為を把握した等は、速やかに被害に相談・通報し、連携して対応します。
- 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に連絡します。
- いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で随時的かつ随時的に認知した上で、随時的に対応します。

随時的な事実関係の確認

- 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事案に関する取組などについて、随時的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策協議会（対策チーム）会議の開催②

- 事実確認を踏まえ、右の意思に基づき、いじめの認知を判断します。
- いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合は、関係児童生徒から聞き取りした内容に照準がある場合は、いじめとされる行為の認知に基づかないとあっても、いじめの事案として随時的に認知します。
- 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策協議会（対策チーム）会議の開催③

- いじめを認知した場合は、当該児童生徒の心身の健康の確保、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対応プランを決定し、いじめの解決に至るまで随時的かつ随時的に支援や指導を行います。

随時的な対応

- 策定した対応プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、関係児童生徒への指導等を随時的・随時的に行います。必要に応じて、スクールカウンセラーによるカウンセリングの活用など、専門家に連携した支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと認められる場合は、学校いじめ対策協議会において情報と共有し、困難ケースとして教育委員会に連絡します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案が状況の悪化の報告
困難ケースに該当する事案の状況の悪化の報告

学校いじめ対策協議会（対策チーム）会議の開催④

- 発生定例の学校いじめ対策協議会において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対応プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

- 認知後に策定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、いじめの行為が止まっている状態が暫く間継続していること、恐るべき状況はいじめを受けた児童生徒が心身の健康を害していないことを随時的により丁寧に確認することにより、今後の見守りを随時的に行うことを説明します。

学校いじめ対策協議会（対策チーム）会議の開催⑤

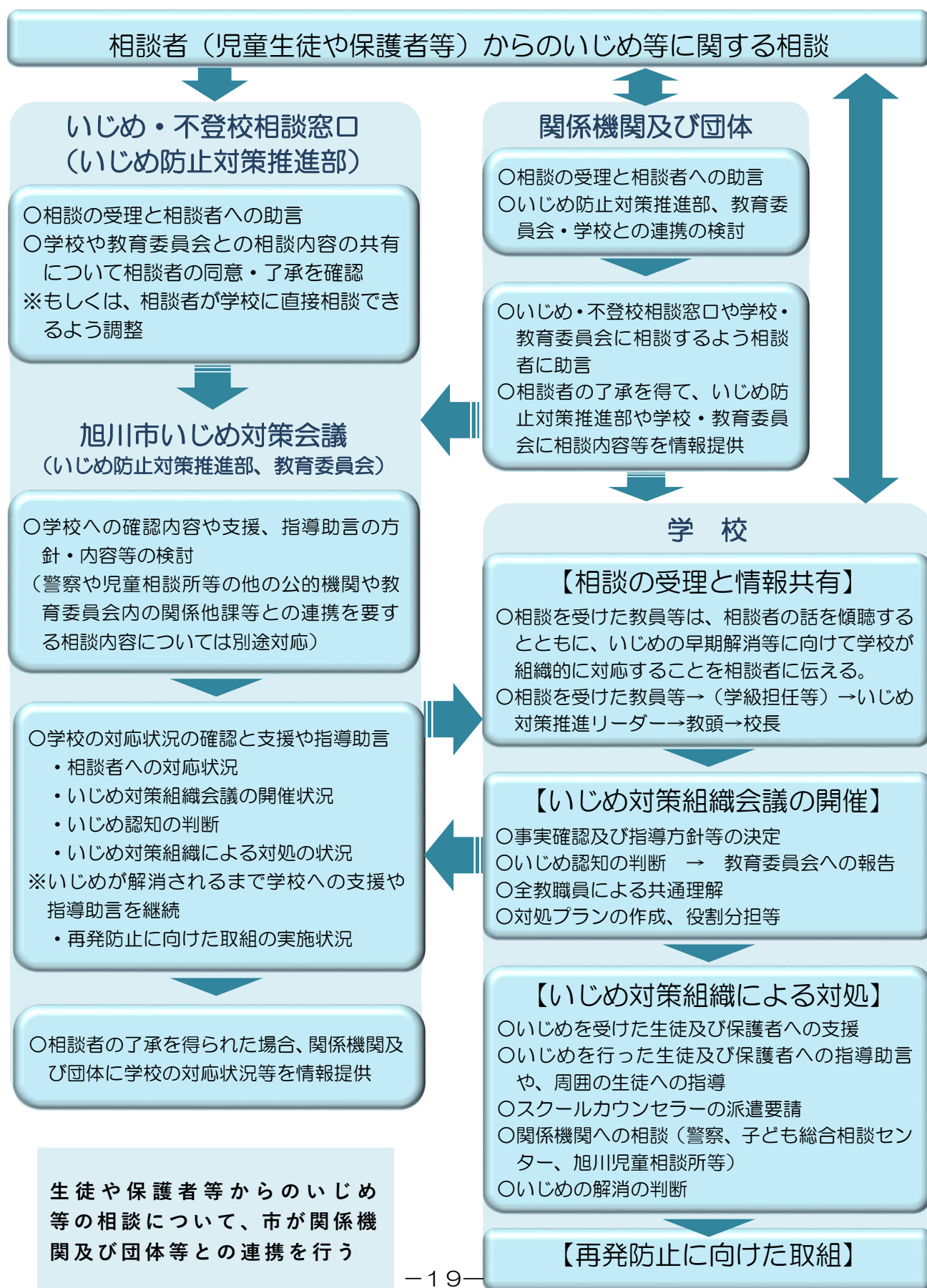
- 上記定例の場について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- 解消とならない場合は、対応プランを見直し、見守り策を継続します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や学校いじめ防止プログラムなどの年間計画の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒、地域の方などの参画を得て取り組みます。
- 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、その内容を学校便り等に記載し、配付したりするなどして、生徒、保護者、地域住民が学校いじめ防止基本方針を容易に確認できるようにします。

9 関係機関等との連携

いじめ等に関する相談対応フロー

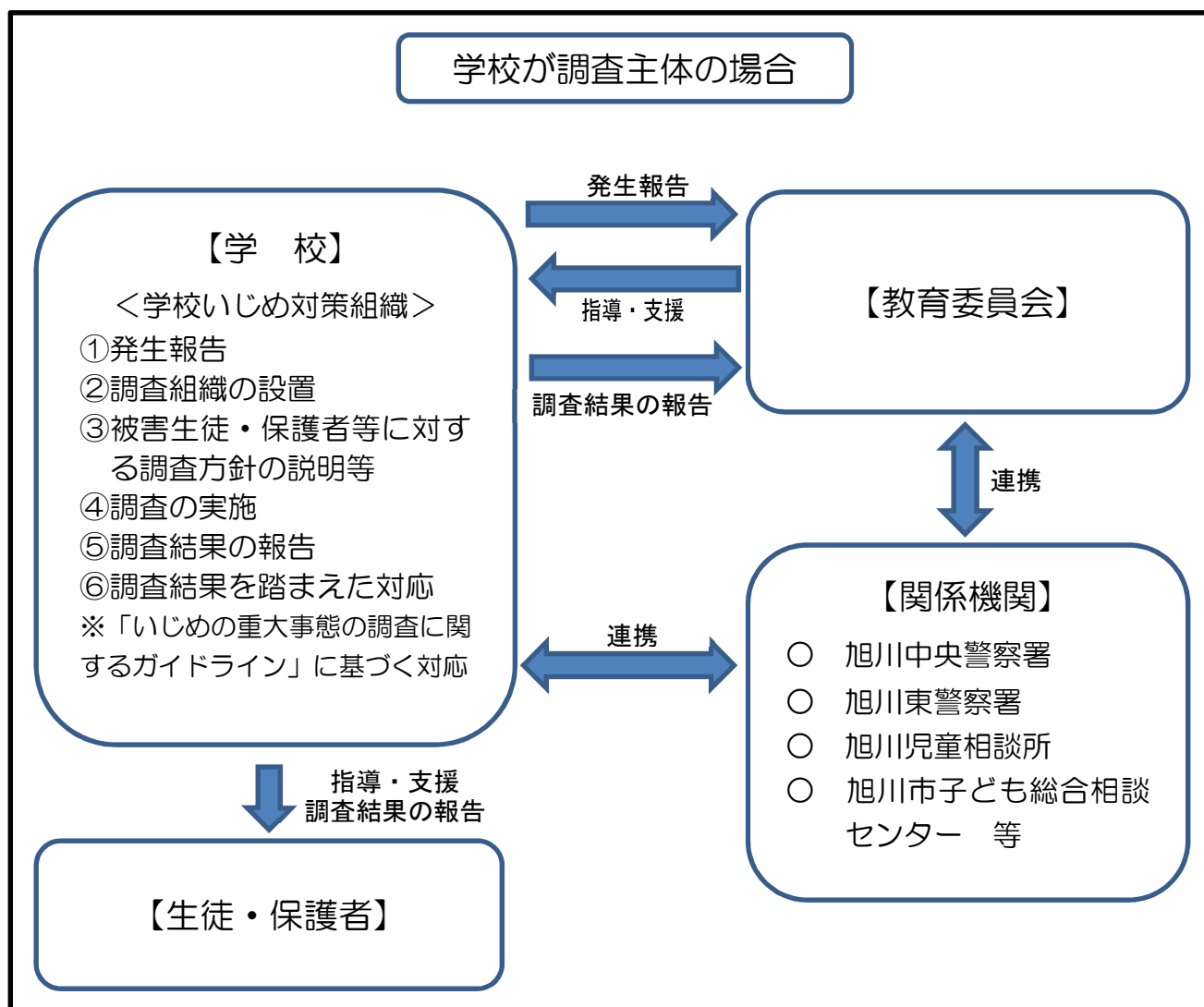


10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

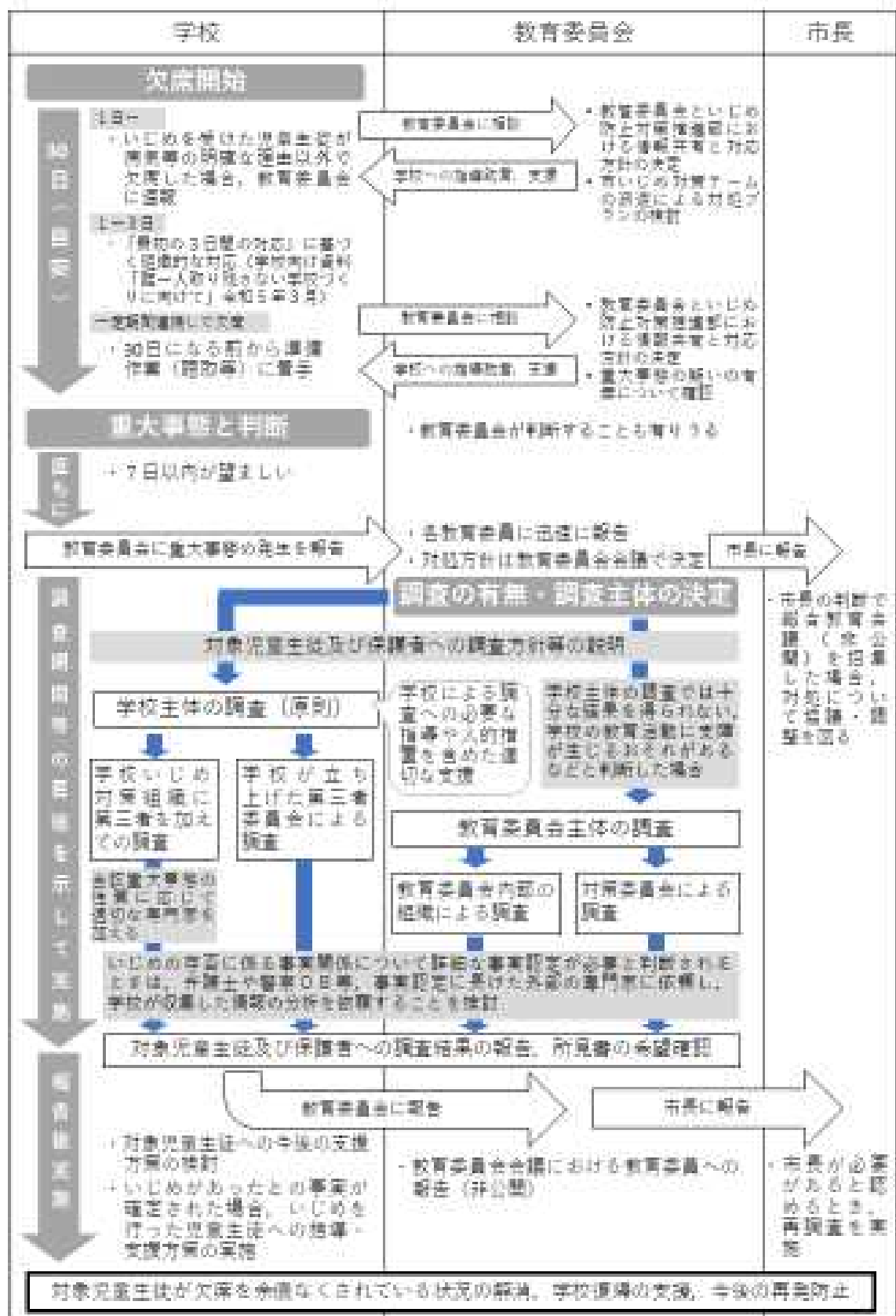
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに教育委員会に報告します。

(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応

【資料7】 不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

- 学校は、本校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。
- 学校いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルにより、本校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、生徒や保護者を対象に実施する学校評価やアンケート等の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。

12 学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「人権教育プログラム研修会」への参加 ○校内研修 ・改訂版基本方針の内容の共通理解	○校内研修 ・人権教育プログラム研修会（5 月）参加者からの環流報告 ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談（いじめアンケートを受けて）
生 徒	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討、周知 ○教育相談（担任と生徒）	○いじめアンケート調査① ○生徒会が主体となった未然防止の取組（標語作成） ○中連生活部 6 月研への参加
家 庭 ・ 地 域	○PTA総会・学年懇談等 ・基本方針の説明 ・警察等、関係機関との連携に関する説明 ・SNS等、インターネット上のいじめ防止に関わる協力要請	○基本方針のHP公開 ○学校運営協議会における説明及び協議 ・学校はいじめ防止の取組について	○2者懇談（担任と保護者）

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○相談窓口の紹介 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの環流報告
生 徒	○生活・学習 Act サミットへの参加 インターネットトラブル防止の講話(警察と連携)全学年	○生活・学習 Act サミットを通して学んだ取組の実施 「SNSの適切な利用に係る学習」の授業	「いじめから人権を守る教育」の授業 人権教育プログラムの実施(中 1)
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談（いじめアンケートを受けて）	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。
生徒	○いじめアンケート調査② ○「生命（いのち）の安全教育」の授業 旭川市いじめ防止条例に関する授業(全学年)	○生徒会主催のいじめ未然防止集会の実施（全校生徒参加型） ○教育相談（担任と生徒）	○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○2者懇談（担任と保護者）	○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談（いじめアンケートを受けて）	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒	○いじめに関わる取組について、生徒会と忠和小児童会との連携・協議	○いじめアンケート調査③ ○外部講師による、スマホ安全教室	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○外部講師による、スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	